

別表 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の治療内容(ステージ)と助成対象範囲

令和5年4月1日現在

1回の治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	男性不妊治療への助成		
	(薬品投与(点滴) (自然周期で行う場合もあり))	(薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり))	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		(薬品投与 (自然周期で行う場合もあり))				胚移植	黄体期補充療法
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法						
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日				
A	新鮮胚移植を実施													助成対象		
B	凍結胚移植を実施*													助成対象		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													助成対象 対象外		
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象		
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													助成対象		
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象		
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外		
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外		

※B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

注) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。